



2025年3月4日

各位

会社名 NEC ネットエスアイ株式会社
代表者名 代表取締役執行役員会長兼 CEO 牛島 祐之
(コード：1973 東証プライム市場)
問合せ先 経営企画部長 並木 順之
TEL (03-4212-1000)

株式併合、単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年1月30日付「株式併合、単元株式数の定めの変更に関するお知らせ」(以下「2025年1月30日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社普通株式は、本日から2025年3月20日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年3月21日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。本株式併合の内容の詳細は、2025年1月30日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社普通株式について、49,000,000株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
148,974,457株(予定)
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
148,974,460株(予定)

(注) 当社は2025年1月30日開催の取締役会において、2025年3月24日付で、同日時点で当社が所有する全ての自己株式（当社が同日付で自己株式として無償取得する予定の、譲渡制限付株式報酬として当社取締役4名に割り当てられている譲渡制限付株式3,750株を含む。）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、2025年1月20日時点で当社が所有する全ての自己株式（343,211株）に当社が2025年3月24日付で無償取得する予定の、譲渡制限付株式報酬として当社取締役4名に割り当てられている譲渡制限付株式3,750株を加えた株数について消却される前提で控除後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

3株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

3株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、日本電気株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、本取引の一環として、当社の株主を公開買付者のみとするを目的とするものであること、また、当社普通株式が2025年3月21日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社普通株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年3月24日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社普通株式の数に本公開買付価格と同額である3,300円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となる見込まれる者の氏名又は名称

日本電気株式会社（公開買付者）

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社普通株式の取得に要する資金を、原則として自己資金により賄う予定ですが、当該資金の支払日までの資金繰りの状況等を踏まえて、必要資金の一部について株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）からの借入れにより賄うことも可能な状況を確認しているとのことです。

当社は、公開買付者が、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社普通株式の取得に関する資金を確保できることを、公開買付者が2024年10月30日に提出した第187期半期報告書に記載された2024年9月末日時点の現金及び現金同等物の残高並びに公開買付者に対して三井住友銀行から発行された、本公開買付けの成立等を条件として、2,400億円を限度として融資を行う用意がある旨の2024年12月20日付の融資証明書を確認することによって確認しております。また、公開買付者によれば、2024年9月末日以降、公開買付者の財務状況に著しい変動を生じさせる事由など、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式の売却代金の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、公開買付者による本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社普通株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- (iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年4月上旬を目処に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社普通株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年4月下旬から5月下旬を目処に当社普通株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2025年6月中旬から下旬を目処に、当該代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、2025年1月30日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2025年3月25日に効力が発生する予定です。

- ① 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社普通株式の発行可能株式総数は3株に減少することとなります。か

かる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

- ② 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社普通株式の単元株式数に関する規定を廃止するため、定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式についての権利）及び第9条（単元未満株式の買増請求）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ③ 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社普通株式は上場廃止となるため、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づく場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（招集）第3項を削除するものであります。
- ④ 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社普通株式は上場廃止となるとともに1株以上の当社普通株式を所有する者は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025年3月4日
② 整理銘柄指定日	2025年3月4日
③ 当社普通株式の最終売買日	2025年3月19日（予定）
④ 当社普通株式の上場廃止日	2025年3月21日（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2025年3月25日（予定）

以上